

永平寺町会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和3年3月15日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町規則第3号

永平寺町会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

永平寺町会計年度任用職員の給与に関する規則(令和2年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

(特殊勤務手当の支給)

第8条の2 条例第7条の2において準用する給与条例第11条に規定する特殊勤務手当については、常勤職員の例による。

別表第1中「

選挙事務補助員	学歴免許等問わず	5	5
---------	----------	---	---

」を「

選挙事務補助員	学歴免許等問わず	5	5
建築職	有資格者(建築士2級以上)かつ設計・工事監理・施工管理等の実務経験を3年以上有する者	37	41

」に、「

家庭相談員	有資格者(児童福祉司等)	13	25
-------	--------------	----	----

」を「

家庭相談員	有資格者(児童福祉司等)	13	25
	有資格者(児童福祉司等)かつ実務経験を有する者	25	

」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第8条の2を加える規定は、公布の日から施行し、令和2年4月3日から適用する。